

公 示 送 達 書

公示送達番号 1
令和8年10月16日

下記の書類は佐賀労働局総務部労働保険徴収室に保管していますので、来局の上
受領してください。

佐賀労働局
労働保険特別会計歳入徴収官
佐賀労働局長 田之上 英治

送達を受けるべき者	住所	佐賀市大和町久池井2161-10
	氏名又は名称	株式会社OHTORI
送達する書類	労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により 送達する書類（佐労発総 0924 第1号）	

(注意)

国税通則法第14条第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過した
ときに送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

公示送達番号 2
令和8年10月16日

下記の書類は佐賀労働局総務部労働保険徴収室に保管していますので、来局の上
受領してください。

佐賀労働局
労働保険特別会計歳入徴収官
佐賀労働局長 田之上 英治

送達を受けるべき者	住所	三養基郡基山町小倉1673-19
	氏名又は名称	有限会社H i R o N
送達する書類	労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により 送達する書類（佐労発総 0924 第1号）	

(注意)

国税通則法第14条第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過した
ときに送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

公示送達番号 3
令和8年10月16日

下記の書類は佐賀労働局総務部労働保険徴収室に保管していますので、来局の上
受領してください。

佐賀労働局
労働保険特別会計歳入徴収官
佐賀労働局長 田之上 英治

送達を受けるべき者	住所	佐賀市駅前中央2-2-28
	氏名又は名称	株式会社暁
送達する書類	労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により 送達する書類（佐労発総 0924 第1号）	

（注意）

国税通則法第14条第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過した
ときに送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

公示送達番号 4
令和8年10月16日

下記の書類は佐賀労働局総務部労働保険徴収室に保管していますので、来局の上
受領してください。

佐賀労働局
労働保険特別会計歳入徴収官
佐賀労働局長 田之上 英治

送達を受けるべき者	住所	佐賀市大和町久池井2161-10
	氏名又は名称	株式会社OHTORI
送達する書類	労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により 送達する書類（佐労発総 0924 第1号）	

(注意)

国税通則法第14条第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過した
ときに送達があったものとみなされます。

公 示 送 達 書

公示送達番号 5
令和8年10月16日

下記の書類は佐賀労働局総務部労働保険徴収室に保管していますので、来局の上
受領してください。

佐賀労働局
労働保険特別会計歳入徴収官
佐賀労働局長 田之上 英治

送達を受けるべき者	住所	佐賀市駅前中央2-2-28
	氏名又は名称	株式会社暁
送達する書類	労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により 送達する書類（佐労発総 0924 第1号）	

（注意）

国税通則法第14条第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過した
ときに送達があったものとみなされます。